

他県のある自治会（町内会）が敗訴した裁判闘争について

下表は裁判事例を纏めた代表的な「判例時報」やネットを参考に要約したもの。本事案の争点、問題点は、吾が上桜田町内会の実態と酷似しており、本会における速やかな改善のためにとっても参考になる。

吾が上桜田町内会の現状に通底する実態		
略称	「滋賀県甲賀市希望ヶ丘自治会（法人格の地縁団体）事件」	「佐賀県鳥栖（とす）市自治会（法人格の地縁団体）事件」
件名	赤い羽根共同募金などを自治会費に上乘せして強制的に一括徴収するとした決議は、思想信条の自由を侵害し、公序良俗に反し無効であるとされた事例（自治会が負けた裁判）	自治会費に含まれる特定宗教費（神社関係費）の支払を拒否した自治会員に対して、自治会員の取扱をしなかった自治会の行為は、神社神道を信仰しない自治会員の信教の自由を侵害し違法であるとして、自治会員の地位確認請求が認容されたが、不法行為による慰謝料請求は棄却された事例（自治会が負けた裁判）
判決	「大阪高等裁判所、平成 18 年（ネ）第 3446 号、平成 19 年 8 月 24 日民事第 13 部判決、決議無効確認等請求控訴事件の判決」―――大津地裁⇒大阪高裁⇒最高裁平成 20(2008)年 4 月 3 日に大阪高裁判決文の内容で、自治会敗訴が確定した。	「佐賀地方裁判所、平成 11(1999)年（ワ）第 392 号、平成 14(2002)年 4 月 12 日判決文の内容で自治会敗訴が確定した。
依拠法令	信条の自由（憲法 19 条）、公序良俗（民法 90 条）	信教の自由（憲法 20 条 1 項前段、2 項）、地縁団体加入拒否の否定（地方自治法 260 条の 2 第 7 項）、差別的取扱いの禁止（同法 260 条の 8 項等）
訴えの骨子	定期総会において、自治会費を従来の年 6,000 円から以下の金員を引当てる計 2,000 円を増額する旨の決議を行った。 「地元小・中学校教育後援会、赤い羽根共同募金会、緑化委員会（緑の募金）、甲賀市社会福祉協議会、日本赤十字社、および共同募金（歳末助け合い運動）への募金や寄付金にすべて充てる。」（以下「各会」という。） ある自治会員がその決議は無効であるとして提訴した。	特定宗教関係費（神社関係費）の支出に充てる費用分を一般会計とは区別しないままに一括して徴収されていたことが、信教の自由を侵害するとして、ある浄土真宗信者会員がその部分だけを支払い拒否したら、強制脱退扱いされたことから地位保全を求めて提訴したもの、主に次の点が争点となった。 a ―――当該自治会（被告町区）の性格 b ―――神社の宗教性 c ―――特定宗教関係費各支出の宗教性 d ―――区費（＝町内会費）の支出と徴収との関係
原告（会員）の主張	①各会は自治会とは別個の組織であり、加入や寄付の是非は個人の自由である。自治会決議は憲法 19 条（思想及び良心の自由）、21 条（結社すなわち団体参加の自由）を侵害する。 ②当自治会は地方自治法 260 条の 2 による「地縁による団体」の認可を得ている。住民の加入の自由、民主的運営、差別的扱いの禁止を定める。増額分を支払わない者への差別は同法違反である。 ③本件決議は、上記のような人権の諸規定に違反するものであり、民法 90 条の公序良俗に違反し無効である。	a. 地域自治会は、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域共同活動を行うことを目的として、一定の地域（同一地域）に居住するという（地縁）のみによって形成された、特定宗教についての賛否を加入の問題としていない。 b. 神社本庁が、伊勢神宮を中心に据え、神社神道を行う目的のために設立された団体である以上、かかる団体に組織化されるならば、宗教たる神社神道の拠点としての各神社の宗教性は否定できず、かかる意味からも甲神社の宗教性が認められる。 c. 次頁判決文 c. ①②③は、区の活動目的の範囲外である。 d. 区費の徴収と支出は毎年、定期総会で同時に併せて決定または確定されており、その間に直接的、具体的な関連性がある以上、支出が違法であれば、当然、徴収手続きも違憲・違法となる。
被告（自治会）の主張	①各会への寄付金支出は自治会の目的の範囲内で、会員は決議による会費負担の義務を負う。 ②自治会は、会員総意による運営をしており、各会は良好な地域社会に資する団体で、そこへの寄付は地域社会や会員の福祉にかない、自治会の目的に沿う。 ③自治会費上乘せによる募金・寄付金の徴収方法は、住民の高齢化・集金業務の負担大に伴い、住民の強い要望により決議したもので、全国的に見ても一般的で合理性、必要性がある。	a. 地域自治会は、自由加入の団体であり 何ら地域住民に対して強制力を持つような団体ではない。特定の私的団体とその構成員との関係において、団体が構成員に対して特定の宗教上の行為への参加等を強制したとしても、それが直ちに構成員の信教の自由ないしは信仰の自由の侵害であり、違法であるということはできない。 b. 有形的にも無形的にもすぐれて土着性を有しており、無宗教に近い。例祭は地区としての無病息災祈願、八朔は秋の収穫前に行われる虫や台風などの自然災害避讓を願う農耕社会に根付く伝統的風俗や習慣であり、宗教色は薄い。 c. 次頁判決文 c. ①②③について、町区はその目的を達成するために様々な活動をするが、原告らが特定宗教関係費と位置付けるものは、まさに、その目的達成のために必要な費用である。 d. 仮に町区の支出に違法な点があったとしても、区費は、特定の目的、支出のために徴収される寄付金のようなものとは違い、区全体の運営一般のために区民全体から徴収されるものであって、当該支出に問題があったとしても、それは予算の執行上の問題であり、徴収の違法性を来すわけではない。

判決文	本件決議に基づく増額会費名目の募金及び寄付金の徴収は、募金及び寄付金に応じるか否か、どの団体等になすべきか等について、会員の任意の態度、決定を十分に尊重すべきであるにもかかわらず、会員の生活上不可欠な存在である地縁団体により、会員の意思、決定とは関係なく一律に、事実上の強制をもってなされるものであり、その強制は社会的に許容される限度を超えるものというべきである。 したがって、このような内容を有する本件決議は、被控訴人（自治会）の会員の思想、信条の自由を侵害するものであって、公序良俗に反し無効というべきである。	a. 被告町区は、その公共性が法的（地方自治法第260条の2）にも明確に位置づけられている上、加入及び脱退の自由が、いずれも大きく制限されており、これらによると、被告町区は、強制加入団体とは同視できないにしても、それ（強制加入団体）に準ずる団体であるというべきである。そして、被告町区がこのような性格を持つ団体である以上、その運営は、構成員が様々な価値観、信仰を持つことを前提にしてなされなければならない。 b. その祭りが神社神道の方式に従った神事を伴うものである以上、神社神道を信仰しない者に対する配慮が必要である。しかも被告地区が農村地域の共同体であった時代には、そのような配慮はほとんど不要であったかもしれないが、都市化、住宅化が進んだ現在では、これまで住んでいた住民らとは異なる価値観、宗教意識を持つ者が他の地域から転入してくる可能性も増えているのであって、より慎重な配慮が必要となってくる。結局、そのような現状や被告町区の公共的な性格などに照らせば、被告町区のような自治会は、本来の目的である地域における共同活動に専念すべきであり、神社神道の方針に従った神事を伴う祭りの主役は、被告町区とは明確に区別された氏子集団等の組織によって行われるべきである。 c. 以下の支出は「特定宗教関係費であると認められる。」とし、「被告町区は、その目的の範囲を超えて、区費の中から特定宗教関係費を支出している。」 ①「社格割（神社本庁によって神社それぞれに掛けられる賦課金・負担金・上納金のこと）」 「公園管理等（神社境内は公園の性格なので、その対価費用）」 ②「諸手当（宮司への玉串料などは、手当に他ならない）」 ③「願成就其その他（祭りなどでの食事費、千灯火、お飾りの材料費などの様々な費用）」 d. 被告町区の区費の支出と徴収は、違法性の有無の判断において相互に密接に関連するものといえる。 そして、本件では、被告町区は、原告らに対し、何らかの宗教上の行為への参加を直接に強制したわけではないが、特定宗教関係費の支出を続けながら、原告らから区費を徴収するということは、原告らにとっては、区民であるために、信仰しないことを誓った神社神道のために区費の支払を余儀なくされるということであり、これは、被告町区への加入及び脱退の自由が大きく制限されているという現状に照らすと、事実上、原告らに対し、宗教上の行為への参加を強制するものであったと認められる。
その他		その宗教関係費の部分だけを支払い拒否したら、強制脱退扱いされたことから地位の確認（保全）を求めた部分については、詳細にわたるのでここでは割愛する。
	以下は、判決文中で、特に多様な価値観を斟酌し配慮しなさいという部分を抽出したもの。	
判決文より	a. 募金及び寄付金は、その性格から、本来これを受け取る団体等やその使途如何を問わず、すべて任意になされ、強制されるべきではない。様々な価値観を有する会員が存在することが予想され、また、少額とは言え経済状態によっては、応じられない会員がいることも容易に想像することができる。 ——— b. 募金及び寄付金に応じるかどうかは、会員の思想信条に大きく左右されるものであり、仮にこれを受ける団体が公共的なものであっても、会員の態度・決定は十分尊重されなければならない。	a. 神社神道以外の確たる信仰を持つ者（少数）にとっては、たとえ正月の初詣やお宮参りであっても、自己の信仰とは決して両立することのない禁忌となることもなり得るのであって、かかる意味でも、甲神社の宗教性は否定されないと言うべきである。したがって、神社神道は宗教にあり、かつ、甲神社は宗教団体である・・・ b. その祭りが神社神道の方式に従った神事を伴うものである以上、神社神道を信仰しない者に対する配慮が必要である。しかも被告地区が農村地域の共同体であった時代には、そのような配慮はほとんど不要であったかもしれないが、都市化、住宅化が進んだ現在では、これまで住んでいた住民らとは異なる価値観、宗教意識を持つ者が他の地域から転入してくる可能性も増えているのであって、より慎重な配慮が必要となってくる。